

静岡県立大学はばたき寄金運用細則

第1条 目的

この細則は、「静岡県立大学はばたき寄金運営委員会規約」第14条の規定に基づく寄金の運用に関し、必要な事項を定める。

第2条 寄金の運用

寄金とは、寄付金及び寄付金から生ずる利息等を含む総額をいい、寄金創設の趣旨に則り、本学の学部学生・大学院生及び教職員が第3条に定める対象に該当する場合に、この報奨、奨学奨励、奨学支援、催事運営等（以下「報奨等」という。）に要する経費として充てる。

第2条の2 寄金の管理

寄金は、静岡県立大学はばたき寄金代表者として、静岡県立大学長名義で金融機関の預貯金口座に預け入れて管理するものとする。

第2条の3 会計年度

寄金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3条 対象

報奨等の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育、学術、文化又はスポーツ等において優秀な成績を得た者又はこれらの分野における活躍により本学の名声を高めたもの
- (2) 社会奉仕活動、国内・国外での活動等の善行が、他の模範となったもの
- (3) 国際的な集いや留学生の奨学支援のため特に必要と認められ、かつその成果が期待されるもの
- (4) 全学的に実施される催事で、学内の活性化又は学生間若しくは学生と教職員との交流促進が期待されるもの
- (5) その他特に報奨に値すると認められるもの
- (6) 前第1号から第5号の他、運営委員会が認めたもの

第4条 報奨金等の額

年間の報奨金等の総額は、原則として、前年度末日における寄金総額の50%以内を目安とする。ただし、運営委員会が認める特別な事由がある場合は、この限りではない。

- 2 1件当たりの報奨金等の額は、原則として10万円以内とする。

第5条 候補者の推薦

第3条第1号から第5号の報奨等は、いずれかの要件を満たし、かつ、原則として教職員から推薦のあったものを対象とする。ただし、本学学生又は学外者から推薦があった場合も対象とする場合がある。

2 候補者を推薦するにあたっては、別記様式により部局長又は学生部を経由して行うものとする。

第6条 選考方法

前条の推薦があった場合、委員長は委員会を招集し、推薦内容が「寄金」の趣旨に合致するか否かを緻密に審査し、報奨者を決定するものとする。

2 前項の審査には必要に応じて関係者を招き説明を求めることができる。

3 委員長は審査の結果を学長に報告するものとする。

第7条 授与

顕彰は学内行事の場等に於いて学長から授与するものとする。

2 顕彰は賞状に添えて金員又は記念品を授与するものとする。

第8条 その他の報奨等

第3条第6号による報奨等については、その都度、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成10年2月13日から施行し、平成9年度の寄金から適用する。

2 平成9年度の報奨金等の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行の日における寄金総額の50%以内を目安とする。

附 則

この細則は、平成11年7月16日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年10月22日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月15日から施行する。